

「米沢市が所管する建設工事等及び建設コンサルタント業務等における ウィークリースタンスの推進に係る活動方針」

1. 背景

建設工事等

平成 31 年 4 月に「働き方改革関連法」が施行され、建設工事については 5 年の猶予（経過措置）が認められているものの、令和 6 年 4 月から時間外労働について罰則付き上限規制（一般則）の適用を受けることになる。

米沢市としては、意識的に建設工事受注者の時間外勤務につながる発注者の対応の改善を図ることにより、業界が取り組んでいる‘待ったなし’の働き方改革をバックアップしていく必要がある。

建設コンサルタント業務等

サービス業に位置づけされる建設コンサルタント業務等では、「働き方改革関連法」において、5 年の猶予（経過措置）が認められていないため、平成 31 年 4 月に同法が施行されると同時に、時間外労働について罰則付き上限規制（一般則）の適用を受けることになる。

米沢市としては、意識的に業務環境の改善を図ることにより、業界が取り組んでいる‘待ったなし’の働き方改革をバックアップしていく必要がある。

2. 目的

建設工事等

受発注者間において、建設工事等の施工に際し、双方の協働により時間外勤務を縮減することで、より一層の工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めることを目的とする。

また、本方針に基づく取組みが、職員の工事監督や日々の通常事務にも自然と波及し、官民双方の職場環境改善(働き方改革)につながっていくことを期待するものである。

建設コンサルタント業務等

受発注者間において、建設コンサルタント業務等の履行に際し、双方の協働により業務環境を改善することで、より一層の業務の円滑化と品質の向上に努めることを目的とする。

また、本方針に基づく取組みが、職員の工事監督や日々の通常事務にも自然と波及し、官民双方の職場環境改善(働き方改革)につながっていくことを期待するものである。

3. 適用

令和 6 年 4 月 1 日以降に施行伺いを起案する建設工事・業務委託（設計金額 130 万円以上）

4. 取組み内容（実践行動）

◆打合せ時間

- ・午後4時以降の打合せは行わない。
(受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮する。)

◆作業依頼

- ・作業内容に見合った作業期間を確保する。《重点項目》
- ・休日明け日(月曜日など)を依頼の期限日としない。《重点項目》
(休日作業が発生するような依頼は行わない)
- ・休前日(金曜日など)に新たな依頼をしない。《重点項目》
- ・受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。
- ・ワンデーレスポンスの対応の再徹底。
- ・受発注者間で全体の工事工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努め、必要に応じて見直しを行う。

◆工事工程

- ・早期発注等による発注時期の平準化
 - ・適切な工期の確保
- ※緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。